

富士山木造住宅協会 森林認証材委員会規約

第一条 (目的)

この委員会は、持続可能な森林経営がなされている森林から産出される認証林産物に関する適切な分別・管理システムの構築及び運営を目的とする。あわせて当該林産物の有効利用が、木材の持つ CO2 の吸収・固定機能を高め、地球温暖化問題等の対策に有効であることを広く周知することにより、富士山麓から産出された認証林産物を使用した住宅の普及・啓発を目的とする。

第二条 (名称)

この委員会は、富士山木造住宅協会森林認証材委員会（以下「委員会」という。）と称する。

第三条 (事務局)

委員会の運営に係わる事務を円滑に遂行するため、(株)マルダイ内に事務局を置く。

第四条 (業務)

第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 会員が行う認証林産物における分別・表示管理に対する指導・監督業務。
- (2) 認証林産物及び認証林産物を使用した住宅の普及・啓発業務。
- (3) SGEC 認証材使用建築物証明書の発行業務。
- (4) その他委員会業務の目的を達成するために必要な業務。

第五条 （構成員）

委員会は、第一条の目的に賛同し、認証林産物を積極的に利用する意思がある加工・流通業者及び工務店等建築業を営む者で、以下の書面を作成しているものを会員とする。

- （１）富士山木造住宅協会森林認証材委員会加入申請書
- （２）認証林産物の分別・表示方針管理書
- （３）認証林産物管理責任者及び認証林産物管理担当者が明記された管理体制（組織）図
- （４）認証材分別・管理フロー図
- （５）その他認証林産物の分別・表示管理を示すため必要な書面等。

第六条 （役員）

- 1 委員会は、会員の中から委員長 1 名を置く。
- 2 前項の役員は会員の中から選任する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、委員会業務を執行する。

第七条 （加入）

- 1 委員会の会員になろうとする者は、第五条全項に挙げた書面等を作成し委員会に提出しなければならない。
- 2 委員長は前項により加入の申込みがあった場合は、加入希望者が認証林産物の管理が適正に行うことが可能であるか判断し、加入の承諾をするものとする。

第八条 （会費）

会員は、委員会の運営に必要な経費を都度納入するものとする。

第九条 （認証林産物の定義）

- 1 会員が取り扱う認証林産物は、SGEC 認証林産物認定事業体から仕入れた認証林産物で、認証印マークが打刻された製品とし、打刻がない場合は、分別管理が困難であることから、認証林産物として取り扱わない。
- 2 認証材を構造躯体の 10%以上かつ土台・柱の 60%以上を使用した住宅については委員会の認証を得て、「認証材の家」として表示する事が出来るものとする。

第十条 (会員の責務)

会員は、認証林産物の適正な管理を行うため、次のことを実施しなければならない。

- (1) 認証林産物管理責任者（以下、責任者）及び認証林産物管理担当者（以下、担当者）を設置する。
- (2) 認証林産物の管理
入荷された認証林産物は、責任者及び担当者が管理する。
- (3) 認証林産物管理体制のチェック
責任者は対象物件ごとの確認を行う。
また、毎月 1 回、SGEC 分別・表示認証チェックシート（別紙様式－1）を用い、分別・表示管理が適正に行われているか確認する。
- (4) 研修の実施
責任者は担当者の分別・表示管理システムへの理解と適切な管理を維持するため、（別紙様式－2）SGEC 分別・表示認証研修日誌により、毎年 1 回教育研修を実施する。また、必要に応じて教育研修会を実施する。
- (5) 苦情の処理
会員は、建築現場より品質に関するクレームが発生した場合、速やかに苦情を調査し処理を行う。
- (6) 品質の情報収集
会員は、搬入した認証林産物に対する意見や、その他品質に関する情報並びに苦情等を積極的に収集し、委員会に報告する。
- (7) 帳票の保管
認証林産物に関する帳票を保存し 5 年間保管し情報開示に備える。

(8) 委員会への報告

分別・表示認証チェックシート（様式－１）

分別・表示研修会報告書（様式－２）実績報告書（様式－３）

SGEC 認証材使用建築物証明申請書（様式－４－②）について委員会に報告する と共に、その他の重要事項について報告、提案する。

(9) 認証材の普及

ホームページなどにより認証材普及・PR 活動に努める。

第十一条 （定例会）

- 1 委員長は会員全員による定例会を年２回実施する。
- 2 定例会では以下のことについて協議する。
 - ① 委員会の運営に関する事項
 - ② 会員が行う認証林産物分別・表示管理の状況
 - ③ 認証林産物分別・表示管理における問題点と改善事項
 - ④ その他委員長が必要と認める事項
- 3 委員長は、定例会の他必要に応じ臨時委員会合を開催することが出来る。

第十二条 （本規約等の遵守）

会員は、本規約に拘束されるものとし、本事業については規約遵守する。

第十三条 （除名）

構成員が委員会の名誉を汚す行為のあった時は、委員長が構成員総意の下、除名する事ができる。ただし、該当する会員には、弁明の機会を与えなければならない。

第十四条 （脱退）

委員会を構成員が脱退しようとする際は、脱退届出書を委員長に提出する事によるものとする。

第十五条 (権利の喪失)

委員会を脱退したものおよび除名された者は、会員としての一切の権利を失うものとする。

第十六条 (会員資格の譲渡)

会員は、会員資格を第三者に譲渡及び貸与することはできない。

第十七条 (規約の変更)

この規約は、委員会の協議において 3 分の 2 以上の同意を得て、変更することができる。

付則 この規約は平成 21 年 2 月 21 日から施行する。

付則 規約変更 平成 21 年 3 月 4 日 規約第十七条に基づき変更とする。